

Sun StorageTek Business Impact Analysis Service

Japan

1. 概要

このサービスは、お客様の1か所の現場の最大3つの事業単位で、業務に及ぼす影響の分析を行うものです。

2. サービスの内容

- **サービスの開始** - サンは、関係者とキックオフ・ミーティングを行い、次の議事の結果を盛り込んだお客様専用のプロジェクト計画書を作成します。
 - どのビジネス・アプリケーションとシステムを評価対象とするか
 - 各分野の業務担当マネージャおよびその他の主要なスタッフの確認
 - 面談日
 - プログラムのスケジュール
 - 事業要件
- **サービスの実施** - サンは、次のサービスを行うものとします。
 - 従業員の面談と調査
 - データの収集
 - 面談データの分類・形式化
 - 業務に及ぼす影響の分析を検証するミーティングの実施
 - 業務に及ぼす影響の分析レポートの作成
- **機能テスト**
 - お客様の主要担当者と一緒に、収集データについて確認
- **情報の伝達**
 - 業務に及ぼす影響の分析プロセスに関する基本的な説明を行い、お客様に最終的な情報を伝達
 - プロジェクトに関する情報を報告
 - 業務に及ぼす影響の最終的な分析レポートを作成
- **その他のサービス**

サンは、サービスの総括段階で次のことを行います。

 - 本サービスにおいてサンが行った作業と成果物を確認
 - サンが担当するサポート体制と責任分担を確認
 - サービス完了フォーム(以下「完了フォーム」)への署名

3. お客様の責任

- **最新データのバックアップ** - お客様は、サービスの実施前に、最新のシステム・データのバックアップを作成し、このソリューションに関連するすべてのシステムのバックアップ・データを必要に応じて取得できるようにしておく必要があります。
- **施設とシステムへのアクセス** - お客様は、サンがサービスを提供するために必要なデータセンター、施設、システム、オペレーティング環境、およびリ

ソースへのアクセスを提供する責任を負います。これには、ルートやネットワーク、システムへのアクセス、および電力、ケーブル、およびサービスの実施に必要な適切なスペースの提供が含まれます。

- **担当者との連携** - お客様は担当者(管理、業務、IT、経営担当者など)を指名し、それらの担当者がサンと連携して業務を進めることを許可するものとします。
- **プロジェクト・コーディネータ** - お客様はプロジェクト・コーディネータを指名し、指名された担当者はデリバリー・コンサルタントやプロジェクト・マネージャとの窓口として、プロジェクトの作業を円滑に進め、キックオフ・ミーティングで両者が同意した措置を必要に応じて取るものとします。
- **特別な状況の報告** - お客様は、システム、アプリケーション、または装置を改変した結果、問題を引き起こしたり業界標準に準拠しない可能性がある場合は、その旨をサンに報告するものとします。
- **サード・パーティ製ソフトウェアのライセンス** - お客様は、本サービスに関連しているすべてのソフトウェア製品の現在有効な完全サポート版のライセンスを所有する必要があります(本サービス一覧に基づいてサンが提供するソフトウェアは除く)。
- **ソフトウェアとファームウェアのレベル** - お客様は、サン、ホスト・バス・アダプタ、ディスク・コントローラ、スイッチの各ベンダーがサポートしている OS パッチ・レベルをすべてのホスト・システムで使用する必要があります。
- **サード・パーティ製品** - お客様は、プロジェクトの開始日までに、必要なすべてのサード・パーティ製品に関する契約を締結し、使用可能な状態にしておくものとします。
- **システムのダウン・タイム** - お客様は、サンがこのプロジェクトを完了するために必要なハードウェアの設置とソフトウェアのインストールにあたり、事前に通知した上でシステムを停止させることを許可するものとします。

4. その他の規定

- **このサービスに含まれないサービス**
 - 障害復旧またはデータ復旧サービス

お客様がサンから上記のサービスを購入する場合、上記の内容は、お客様とサンとの間で締結された現在の製品またはサービス購入契約に組み込まれ、当該契約の定めが上記のサービスに適用されるものとします。そのような購入契約が存在しないにもかかわらず、サンが上記のサービスをお客様に提供した場合は、サンの一般規約および購入証拠書類とそれに付随する付録文書の条項に従うものとします。お客様とサンとの間で締結済みの当該サービス契約が、お客様による上記サービス購入時点で有効に存続しており、かつ、上記サービスに関するお客様からの注文に対してサンがお客様に注文請書を交付または電子的に交付している場合に限り、サンはお客様に対して上記サービスを提供する義務を負うものとします。この契約関連 Web ページは、サンとお客様との間でサービス契約を成立させるためのサンからの申込や勧誘ではありません。サービスの内容は、それぞれの国や地域の事情により、異なる場合があります。上記において別段の定めがない限り、上記の内容は日本国内のみにおいて有効です。この Web ページでは、サンとの間でサービス契約を締結する団体を「お客様」と呼称しています。サービス契約